

伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金交付要綱（平成30年3月制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることにより、待機児童の解消及び子どもを安心して育てることができる環境の整備を行うことを目的とし、伊丹市補助金等の交付に関する規則（昭和42年伊丹市規則第21号）に定めるもののほか、保育士等の宿舎を借り上げる私立保育所等の事業者（以下「事業者」という。）に対して、借上に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し、必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 市内に所在する施設のうち、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）以外の者が設置する施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(2) 保育士等 法第18条の4に規定する保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項に規定する保育教諭のうち、法第18条の18第1項の登録を受けた者

(3) 採用 常勤非常勤にかかわらず、保育士等として私立保育所等で雇用締結をすること。

(4) やむを得ない事情による退職 病気、出産、介護等による退職及び事業者側の都合による解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇は除く。）

（交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 私立保育所等に勤務する保育士等を居住させるための宿舎（事業者の利害関係人が所有する施設を除く。以下「対象施設」という。）に係る賃貸借契約を締結していること。

(2) 次条に規定する対象となる保育士等を対象施設に居住させていること。

（対象保育士等の要件）

第4条 対象となる保育士等(以下「対象保育士等」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助事業者採用された日から起算して5年(次項第6号及び第7号のやむを得ない事情による退職と認められる者は、5年から、退職した私立保育所等(市外に所在する施設を含む。以下この項において同じ。)で採用された日からこの要綱に基づく補助事業者による補助又は他の市町村で実施する保育士宿舎借上支援事業等(国の人材確保事業の実施に関する通知に基づくものをいう。以下この条において同じ。)による補助を利用し退職するまでの期間を除く期間)以内の者
 - (2) 補助事業者新たに採用された者(同一の事業者が運営する私立保育所等へ人事異動した者等、その他実質的に過去からの雇用が継続し、又は雇用が継続していると認められる者を除く。)
 - (3) 原則として週30時間以上の保育業務に携わる見込みの者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する保育士は、対象保育士等としない。

- (1) 平成24年度以前に事業者が借り上げる対象施設に入居している者
- (2) 他の補助事業等により、住宅手当又はそれに類する補助を受けている者
- (3) 施設長又は事業者の役員の職にある者
- (4) 伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金の交付決定の対象となる他の対象保育士等と同居している者
- (5) 補助金の交付に係る対象施設に入居している期間が5年を超える者
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助事業者による補助を受けていた者で、補助対象期間中に転居や退職等により当該事業の利用を終了した者(やむを得ない事情による退職と認められる者を除く。)
- (7) 過去に他の市町村で実施する保育士宿舎借上支援事業等による補助を受けていた者(次に掲げる者を除く。)
 - ア やむを得ない事情による退職と認められる者
 - イ 同一法人内での自治体を跨いだ人事異動により実質的に当該事業者による採用が継続していると認められる者であって、途切れることなく本事業を利用する者

3 対象保育士等が前項第7号イに該当する者である場合においては、第1項第1号中「補助事業者採用された日」とあるのは、「補助事業者である法人に採用された日」と読み替えるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象施設に係る当該年度における費用で、賃借料、共益費(管理費)、礼金及びその他

市長が対象施設の借り上げのために必要と認める経費とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の発生する月ごとに、1戸当たり補助基準額69,000円と補助対象経費の実支出額とを比較して低い方の額を選定し、その合計した額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

2 賃貸借契約時に支払った礼金(対象施設の借り上げにかかるもののうち、最初に入居する保育士等がその私立保育所等に勤務を開始する日の3ヶ月前より後に事業者が支払ったものに限り、他市が実施する宿舍借上支援事業の補助対象相当額は除く。)については、当初契約期間の月数で除して得た額(小数点以下を切り捨てるものとし、当初契約期間のうち、契約日数が1ヶ月に満たない月の礼金は、月割り計算した額を対象となる日数で日割り計算して得た額とする。)を、当初契約期間内に限り各月の補助対象経費に計上することができるものとする。ただし、月割り計算によって得られる当初契約日から勤務開始日までに相当する額は対象外とする。

3 対象保育士等の居住日数が1ヶ月に満たない月の補助対象経費は、当該月の日数で日割り計算するものとし、日割り計算した額(小数点以下を切り捨てるものとする。)と補助対象経費の実支出額のうち低い方の額とする。

4 補助事業者が対象保育士等本人から補助対象経費の一部を徴収している場合又はその同居者等が住宅手当を受けている場合は、当該徴収額及び住宅手当を補助対象経費から控除するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、2月末日(年度の最初に補助対象経費の発生する月が3月である場合は、当該年度の末日)までに、伊丹市保育士等宿舍借上支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度から継続して補助を受ける場合は、第3号から第8号までの書類のうち、前年度からその内容に変更が生じないものを省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 対象施設に係る不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 対象保育士等に係る雇用契約書又は人事発令通知書の写し
- (5) 対象保育士等に係る履歴書の写し
- (6) 対象保育士等に係る資格証の写し
- (7) 対象保育士等に係る住民票の写し又は対象保育士等が対象施設に居住していることを客観的に確認できる書類

- (8) 本人負担額確認書
 - (9) 居住状況等確認書（前年度の申請内容に変更が生じない継続申請の場合のみ）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定等）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する補助金の額を決定し、伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定による交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更の申請）

第10条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が当該決定に係る事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、第6条各号に掲げる書類を添付して、伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更の承認等）

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認するときにおける補助金の額を決定し、伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、当該年度の末日から30日以内に伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し
- (4) 対象保育士等に係る勤務の実績証明
- (5) 対象保育士等に係る給与明細書の写し
- (6) 居住状況等確認書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適

正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、補助金の交付決定における交付する額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付等）

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を第6条の規定による申請を行った年度の翌年度の5月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第15条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の決定又は補助を受けたとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（細則）

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年12月8日から施行し、改正後の伊丹市保育士等宿舎借上支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。